

視覚障害

(2) 視覚障害のある子供に応じた教育課程編成

① 視覚障害に対応した教育課程編成の考え方

各学校において教育課程を編成するに当たっては、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領に示されている学校教育の目的や目標を踏まえて、児童生徒の視覚障害の状態や特性など、また地域や学校の実態などを踏まえて編成する必要があります。

また、指導内容については、各教科等の種類やそれぞれの目標、内容等が学校教育法施行規則及び学習指導要領に示されていますが、特に、視覚障害のある児童生徒が学習する場である特別支援学校（視覚障害）、小・中学校の弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室においては、各教科、道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動に加えて自立活動が領域として設定されていることから、自立活動を適切に教育課程に位置付け、児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うための指導の充実を図る必要があります。

学校種や児童生徒の障害の程度や特性などによって異なってきますが、指導計画の作成や教育課程の実施における全般的な配慮事項としては、次の諸点を挙げることができます。

- ア) 児童生徒の実態やニーズを適切に把握するとともに、保有する感覚を最大限に活用し、予測と確かめの力を育成すること。
- イ) 視覚障害の状態等によって学習の困難を伴う内容については、基本事項の理解や導入段階の指導に重点を置くなど、指導内容の精選と配列を工夫すること。
- ウ) 学習の基礎となる能力を自立活動の時間における指導において重点的に指導するとともに、各教科と自立活動との関連性を個別の指導計画等において具体的に示すこと。
- エ) 各教科等の指導に当たっては、視覚を含め他の感覚も有効に活用し、体験的な活動を重視するとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
- オ) 交流及び共同学習の一層の推進を図る工夫をすること。

① 障害に応じた教育課程の編成

視覚障害のある児童生徒の教育の場としては、特別支援学校（視覚障害）、弱視特別支援学級、通級による指導（弱視）、通常の学級があります。

ア 特別支援学校（視覚障害）

特別支援学校（視覚障害）の対象となるのは、「両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの

又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの」（学校教育法施行令 22 条の 3）とされています。

したがって、特別支援学校（視覚障害）において教育課程を編成する場合は、保有する視覚を最大限に活用すること、触覚や聴覚など、視覚に代わる感覚を有効に活用することを十分に踏まえることが前提となります。

また、近年、特別支援学校（視覚障害）においては在籍する児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が進んでいることから、教育課程の編成に当たっては、下学年適用の特例や自立活動を主とした指導を行うことができる特例を有効に活用しながら、児童生徒の実態に応じた教育課程を編成し、実施していくことが大切です。

イ 弱視特別支援学級

弱視特別支援学級は、視覚障害の程度が「拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの」（平成 25 年 10 月文部科学省初等中等教育局長通知）とされており、特別支援学校（視覚障害）と比較して軽度な児童生徒を対象として小学校や中学校において特別に編成された学級です。

このため、弱視特別支援学級における教育課程の編成は、原則として小学校や中学校と同様に行われます。しかし、弱視特別支援学級は、児童生徒の視覚障害の実態に即して少人数の学級編成を行うとともに、児童生徒一人一人の視覚障害の状態や特性などに応じて具体的な目標を設定し、適切な指導事項を選定するなど、特別な配慮や工夫をしながら、教科指導などを行っていく必要があります。また、児童生徒の障害や特性などから特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することができるようになっています。実際には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして教育課程が編成されています。

ウ 通級による指導（弱視）

通級による指導（弱視）の対象者は、「拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」（平成 25 年 10 月文部科学省初等中等教育局長通知）とされており、当該の児童生徒は各教科等の大半の指導を通常の学級で受けています。したがって、教育課程の編成に当たっては、基本的には小学校及び中学校の学習指導要領によることとなっています。

ただし、その場合、小・中学校の教育課程に加えて、又はその一部に替えて、障害に応じた特別の指導を行うことから、弱視特別支援学級と同様に特別の教育課程によることができるとされています。

エ 通常の学級に在籍する視覚障害のある児童生徒の指導

通常の学級に在籍する視覚障害のある児童生徒には、個々の障害の程度や状況に応じて専門的な指導や配慮、環境整備が必要となります。

特別支援学校（視覚障害）や弱視特別支援学級などの支援を受けながら、通常の学級において学習を続けていくことのできる技能や態度を身に付けていくことが必要です。

③ 教科書

特別支援学校（視覚障害）で使用されている点字教科書は、小学部で国語・社会・算数・理科の4教科、中学部では国語・社会・数学・理科・外国語（英語）の5教科が、それぞれ文部科学省の著作教科書として出版されています。この文部科学省著作の点字教科書は、検定教科書の中から各教科1種を選び、それを原典として作成されており、原典の内容のほか、点字を常用する児童生徒に必要な知識や技能を系統的に指導するため、特別な内容が付加されています。これら以外の教科についても各点字出版社から点字教科書として出版されています。

また、弱視の児童生徒用の拡大教科書については、従来は発行種類が少なく、ボランティアの方々の作成によるところが大きかったのですが、平成20年に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（いわゆる「教科書バリアフリー法」）が制定されて以降、教科書発行者が作成することが多くなってきました（平成23年度版小学校全点、平成24年度版中学校全点拡大教科書あり）。なお、教科書発行者等による市販拡大教科書一覧が文部科学省のホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kakudai/1256604.htm）で公開されています。

このように拡大教科書を取り巻く状況は近年大きく好転してきていますが、すべての弱視児童生徒の見え方に応じた拡大教科書が整っているわけではありません。こうした弱視児童生徒に対しては、ボランティアの方々による拡大教科書作成に委ねられています。